

建設業のイメージアップの実施について

○静岡市では、平成28年6月1日より「建設業のイメージアップに関する取扱い<試行>について」を試行日より1年が経過し対象となった工事からの問題等も発生していないことから、これまで対象としていた「建設局及び都市局が実施する建設工事」から「静岡市が実施する建設工事」へ対象部局を全庁に拡大し、建設業のイメージアップに関する取扱いを平成29年7月1日より本格実施しています。

○対象除外について：建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない



静岡市の担い手確保・育成事業の取り組み紹介ホームページ
「きて！みて！さわって！建設NOW」 <http://ninaite.jp>



お問い合わせ先

(制度全般) 技術政策課 企画グループ

054-221-1010